

令和2年

第4回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和2年4月27日 午前10時から

場所 大磯町保健センター2階 研修室

1 出席委員

1番 西 方 敬

2番 柳 田 三千夫

3番 二 宮 賢 一

5番 野 崎 健 一

6番 今 井 正

7番 福 島 啓

8番 吉 川 京 男

10番 近 藤 剛 司

11番 鈴 木 洋 有

13番 安 池 雅 美

15番 青 木 貞 治

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

9番 竹 内 浩

12番 石 井 雅 浩

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第7号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第8号 非農地証明交付申請の承認について

議案第9号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について

議案第10号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。なお、今回から当面の間、緊急事態宣言に基づく新型コロナウイルス対策として、総会時間の短縮化に向けて各委員の協力をお願いします。

ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和2年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、9番竹内浩委員と12番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、2番柳田三千夫委員と3番二宮賢一委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第7号を議題に供します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第7号は議案書1ページ及び2ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから3ページをご覧ください。

大磯町長より令和2年4月9日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。最初に議案第7号1番について説明します。

事務局 《議案第7号1番を朗読・説明》

書記 議案第7号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、若手の地元農家で、現在、隣接農地で耕作を行っており、今回の再設定により農地を集約することで効率的な営農が図られると考えられます。

なお、4月16日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第7号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第7号1番の農地について、4月16日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、現在、借り手が耕作を行っている農地の隣にあり、農地を集約することで効率的な営農が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、効率的な営農が図られるとのことです。

では議案第7号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号1番は原案とおり決定いたしました。
次に議案第7号2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号2番を朗読・説明》

書記 議案第7号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、地元の酪農家で、営農拡大のため農地を借りたいとのことです。

なお、4月16日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第7号2番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第7号2番の農地について、4月16日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、住宅街に隣接する日当たりの良い農地で、地元の酪農家が借りることで地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、営農拡大が図られるとのことです。

では議案第7号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号2番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第7号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第7号3番を朗読・説明》

書記 議案第7号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、大磯町で新規参入を希望している法人で、今後もこの地域での営農拡大を希望しており、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、4月16日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第7号3番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第7号3番の農地について、4月16日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を法人に貸すことで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことです。

では議案第7号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 解除条件付きとなっていますが、合同会社は農地所有適格法人ではないのですか。

書記 農地所有適格法人は、農業協同組合法に基づく「農事組合法人」、会社法による「株式会社または持分会社」のいずれかでなければなりませんので、合同会社は農地所有適格法人ではありません。

委員 この法人の構成員は何人ですか。

書記 現在は1名ですが、農繁期は仲間の方が手伝いに来るようすし、将来は人数を増

やしたいとのことでした。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第7号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号3番は原案とおりに決定いたしました。
なお、議案第7号1番から3番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第8号を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第8号は、議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

《議案第8号1番を朗読》

書記 議案第8号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、元所有者が施設入所したので10年以上に渡り耕作放棄地となっていました。昨年、県外の高齢者が相続した後、農事組合法人に売却されましたが、いずれの農地も農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第8号1番につきましては、4月16日に西方会長職務代理者と、西小磯地区担当の柳田委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第8号1番につきましては、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第8号1番の農地について、4月16日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地調査を行いました。

当該農地は山林化して農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は

県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことです。これより、質疑に入ります。
意見のある方は挙手をお願いします。

委員 登記地目が山林などになったら駐車場とかに転用することが可能になるのではないですか。

書記 1筆は形状が三角形で面積が小さく、農振農用地に囲まれているため、転用要件を満たすことが困難だと考えられます。また、隣接した2筆は民家のない場所なので駐車場に転用することはできませんが、資材置き場は要件を満たせば可能と考えられます。

委員 この法人は最近これらの農地を取得されたと記憶していますが、耕作もせずに直ぐに非農地証明願いを提出するのはどうしてなのか。

書記 農地の売買にあたり耕作放棄地も含めてすべての農地を買い取ることが条件になっていたようです。ですから、取得した農地の内、耕作には適さない農地は非農地としたいとのことです。

委員 法人の所在地は県外ですが営農実績はあるのですか。

書記 営農実績はありませんが、今回、取得した農地の営農をするために構成員を変更しています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第8号1番について申請のありました3筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第8号1番は申請のありました3筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 それでは次に、議案第9号について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第9号についてご説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の4ページから11ページをご覧ください。

書記 この点検・評価は、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき作成しました。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 違反転用について毎年同じ場所が上がっていますが、10 年以上に渡って改善の見込みがないものに罰則を加えることはできないものなのか。

書記 農地法に基づく転用違反として告発することはできますが、裁判で結審しないと罰金等を科すことはできません。なお、裁判は費用や時間がかかるので告発まですることは滅多にありません。

委員 耕作放棄地に対する固定資産税を 1.8 倍にする罰則も、元々税金が安いので効果は期待できません。もっと効果的な罰則を作らないと根本的な解決は難しい。

書記 交通違反のような罰金制度は難しいので、固定資産税を市街化並みにしないと農地所有者も真剣に対処しないと思われます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第 9 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 9 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第 10 号について議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 10 号について、項目ごとに順次説明いたしますので議案書 12 ページから 14 ページをご覧ください。

事務局

《議案第 10 号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第 9 号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 10 号について決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項ですが、報告第 1 号及び報告第 2 号について、一括して取り扱いますので発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 特に意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和 2 年第 4 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前 10 時 45 分)